

令和3年度 燕市役所インターンシップ実習実施要領

令和3年12月24日改定

1. 目的

燕市役所での就業体験を通して、学生の市政に対する理解を深め、将来の就業への意欲を高めることを目的に、インターンシップを実施する。

2. 対象者

大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専門学校又は高等学校に在学する者

3. 実習業務及び受入人数等

別紙「インターンシップ実習メニュー」のとおり

4. 実習期間及び実習時間

令和4年2月1日から令和4年2月28日までのうち、各実習業務所管部署が定める期間において、各日原則午前8時30分から午後5時15分までを実習時間とする。（例外として実習期間及び時間が異なる場合がある。）

5. 服務

受入決定の際には、服務規則遵守等を定めた誓約書の提出を義務付ける。

6. 報酬等

報酬、手当等の金品は支給しない。また、交通費、食費等も自己負担とする。

7. 実習中の事故及び損害

傷害保険及び損害賠償保険への加入を受入条件とし、実習中の事故及び損害に対して学生自らの責任において対応するものとする。

8. 申込方法

実習を希望する学生は、インターネット（燕市かんたん申請・申込システム）から参加申込をする。

申込締切後、燕市は申込者全員へ対して、受入の可否を通知する。

受入が決定した学生は、所定の参加申込書及び誓約書に必要事項を記入し、併せて学校記入欄に学校担当者から必要事項の記入及び押印をもらったうえ、燕市総務部総務課人事係宛てに提出する。（郵送可）

なお、参加申込書は、必要事項が備わっていれば別様式でも可とする。

9. 申込期限

燕市かんたん申請・申込システムからの申込期限（令和3年度冬期）

令和4年1月18日（火）午後5時15分まで

10. その他

申込多数の場合の実習生の決定は、選考によるものとする。

燕市総務部総務課人事係
〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地
電話 0256-77-8318 (直通)
メール jinji_t@city.tsubame.lg.jp

【参考】参加までの流れ

1. 希望するメニューを選びます。

- ・別紙「インターンシップ実習メニュー」を確認し、希望するメニューを選びます。

2. 申込をします。

- ・インターネット（燕市かんたん申請・申込システム）から参加申込をします。（申込期限まではパソコン、スマートフォンから時間を問わず申込できます。）
（注）申込期限は、令和4年1月18日（火）午後5時15分までです。期限までに正常に到達しない場合の申込は無効となります。予期せぬ機器停止や通信障害等、一切のトラブルについては責任を負いかねますので、余裕を持って申込を行ってください。
- ・申込多数の場合は選考により決定します。（先着順ではありません。なお、選考の過程は公開しません。）

3. 申込締切後、受入の可否について、燕市よりメールでお知らせします。

4. 必要書類等を燕市より通知しますので、指定された期日までに提出します。

- ・燕市インターンシップ実習参加申込書
（注）傷害保険及び損害賠償保険へ加入していることの証明を学校からもらってください。保険に加入していない場合は、受入できません。
- ・誓約書

5. インターンシップへ参加します。

6. 燕市インターンシップ実習実施報告書を提出します。